

加古川市監査委員 藤 田 隆 司  
加古川市監査委員 北 本 敏  
加古川市監査委員 西 村 雅 文  
加古川市監査委員 稲 次 誠

### 指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項並びに加古川市監査基準第 2 0 条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 3 0 日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
社会福祉法人 博由社	つつじ園	障がい者支援課

#### 2 監査の実施期間

令和 3 年 8 月 1 8 日から令和 3 年 1 0 月 2 9 日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

#### 4 指定管理者等の概要

##### (1) つつじ園

ア 指定管理者名 社会福祉法人 博由社

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 18歳以上の障害者を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護及びその他施設の目的を達成するために必要な業務
- (イ) 加古川市立つつじ園の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第4号）第6条第1項に規定するつつじ園を利用しようとする者への許可に関する業務
- (ウ) つつじ園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) その他つつじ園の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

## 5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。